

米軍再編等実施本部の設置に関する規則を次のように定める。

平成19年 9月 1日

東北防衛局長 酒 井 隆

米軍再編等実施本部の設置に関する規則

(設置)

第1条 平成18年5月1日に実施された日米安全保障協議委員会において取りまとめられた「共同発表」及び「再編実施のための日米のロードマップ」に従い、在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案を実施するため、東北防衛局に、当分の間、米軍再編等実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 実施本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案の実施に係る事務に関すること。
- (2) 在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案の実施に係る事務についての関係部課との連絡調整に関すること。
- (3) 在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案の実施に伴い生ずる諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。

(構成)

第3条 実施本部は、本部長、本部長代理、補佐官及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、東北防衛局長をもって充てるものとし、実施本部の事務を掌理する。
- 3 本部長代理は、企画部長をもって充てるものとし、本部長を助け、実施本部の事務を整理する。
- 4 補佐官は、防衛補佐官をもって充てるものとし、本部長に部隊運用の見地から助言を行う。
- 5 本部員は、総務部長及び調達部長をもって充てる。

(作業チームの設置)

第4条 実施本部に、実施本部の事務を円滑かつ適切に実施するため、作業チームを置く。

- 2 作業チームに、チーム長及びチーム員を置く。
- 3 チーム長は、企画部長をもって充てるものとし、作業チームの事務を掌理する。
- 4 チーム員は、チーム長の指定する者をもって充てるものとし、作業チームの事務に従事する。

(関係部局の協力)

第5条 チーム長は、実施本部の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係部課等

の長に対し協力を求めることができる。

2 関係部課等の長は実施本部の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。
(地方協力局との協力)

第6条 実施本部は、地方協力局において整備される体制と密接な連携を図るものとする。

(実施本部の庶務)

第7条 実施本部の庶務は、企画部地方調整課が処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。